

# 審査基準

基準の名称	定款変更の認可（漁連）基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
水産業協同組合法	092-3	定款変更の認可（漁連）
基準の内容		
<p>「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知）のとおり。</p> <p>Ⅲ-2-1-1-2 審査要領（主な着眼点） 組合等の設立、定款変更及び解散に関し、法第63条第1項（設立）、第48条第2項（定款変更）及び第68条第2項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の事項（解散の認可にあつては、形式的事項に限る。）について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。</p> <p>（1）形式的事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 申請書は正規な申請書から認可権者あてに提出されているか。</li><li>② 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。</li><li>③ 定款は法第32条に規定する事項がすべて網羅されているか。</li><li>④ 決定手続は法第48条、第50条等に照らし、適法に行われているか。</li></ol> <p>（2）内容に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第1条、第4条及び第11条等の規定に照らし適正か。</li><li>② 事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。</li><li>③ 組合員に関する規定は、法第18条の規定の範囲となっているか。</li><li>④ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。</li><li>⑤ 会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。</li><li>⑥ 役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。</li><li>⑦ 総会に関する規定は、法第47条の2、第47条の4、第47条の5、第47条の6及び第48条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。</li><li>⑧ 組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。</li><li>⑨ 組合による事業活動の遂行において、当該活動が疎かになる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。</li></ol>		